

身体拘束等適正化のための指針

ふくら株式会社

就労継続支援 A 型 ふくら

就労継続支援 B 型 emori

こどもデイサービスじゃんけんぽん

放課後等デイサービスじゃんけんぽんプラス

1 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで、本人の尊厳を侵害し、身体的・精神的弊害をもたらすものです。ふくら株式会社は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、スタッフ一人ひとりが身体拘束廃止に向けて強い意志を持ち最大限の努力を行い、安心・安全が確保されるように仕組みをつくり、事業を運営します。

2 身体拘束等適正化に関する基本方針

① 身体拘束等の禁止

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止します。

② 身体拘束等禁止に取り組む姿勢

(ア) 利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束リスクを除きます

個々の利用者の心身の状態を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施し、身体拘束を必要としない状態を目指します。

(イ) 責任ある立場の者が率先して施設全体の資質向上に努めます

管理者・施設長・リーダー等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の向上と環境整備を行い、全員が一丸となって取り組みます。

(ウ) 身体拘束等適正化のため利用者・ご家族と話し合います

利用者のご家族にとってより良い環境・支援について話し合い、身体拘束に対する基本的な考え方や対応方針を理解・協力が得られるように説明します。身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、代替的な方法等の対応を一緒に考えます。

③ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

切迫性・非代替性・一時性の三要件のすべてに該当すると委員会において判断された場合のみ、本人・ご家族に十分に説明し、同意を得て行います。身体拘束を行った場合には、利用者の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録や支援の見直し等により、早期の拘束の解除に向けて取り組みます。

3 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

身体拘束等適正化検討委員会(以下、「委員会」)を設置し、本事業所で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。(過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます)

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や三要件を具体的に検討します。

(2) 設置目的

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きをする。
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討及び手続きをする。
- ・身体拘束廃止に関する研修を企画し、スタッフ全体へ指導をする。
- ・身体拘束に関する方針・マニュアルの見直しをする。

(3) 委員会の開催

- ・4カ月に1回定期開催をする。
- ・身体拘束が必要な状況となった場合、随時開催をする。

(4) 委員会の構成員

- 1) 代表 2) 管理者・施設長 3) 指導員

なお、必要に応じて協力医療機関の医師、知見を有する第三者の助言を得ます。

(5) 構成員の役割

構成員	責務・役割
代表	・身体拘束等適正化検討委員会の責任者 ・招集者
管理者・施設長	・身体拘束等適正化対応策実施の責任者 ・身体拘束時の個別支援計画の作成や利用者・ご家族への説明
指導員	・身体拘束等適正化対応策実施の担当者 ・記録者
第三者、専門家	・必要に応じ事業者担当者、協力医療機関医師、地域包括支援センター、行政の担当者等

(6) 検討項目

- ① 前回の振り返りをする。
- ② 三要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認をする。
- ③ (身体拘束を行っている利用者がある場合)
三要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討をする。
- ④ (身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)
三要件の該当状況、特に代替案について検討をする。
- ⑤ (今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直しをする。
- ⑥ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑦ 今回の議論のまとめ・共有

(7) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(「身体拘束等適正化委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、スタッフに周知徹底します。

4 身体拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のためスタッフについて教育を行います。

1. 年2回以上の定期的な研修の実施
2. スタッフ採用の研修の実施

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

5 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 緊急やむを得ない身体拘束等の三つの要件の確認

やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が以下の三つの要件を満たしているかどうか検討・確認し、必要性を判断した場合には限定した範囲で身体拘束を実施します。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

③ 一時性

身体拘束が一時的なものであること。

一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(3) 個別支援計画への記載

個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

(4) 利用者やご家族に対しての説明

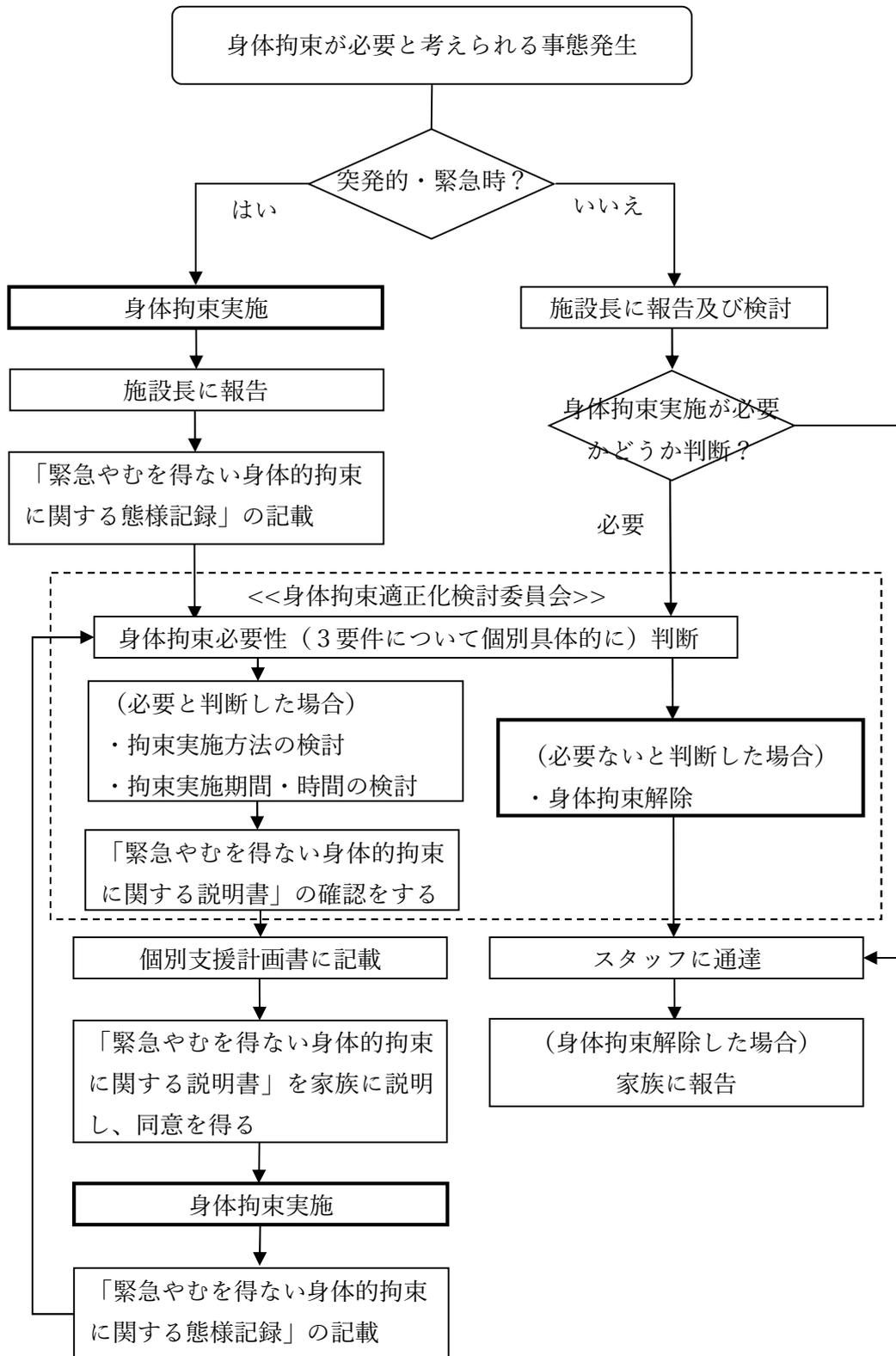
緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人・ご家族等へ説明し書面で同意を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6 身体拘束に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録し、身体拘束適正化委員会で拘束解除に向けた確認(三要件の具体的な再検討)を行います。

7 身体拘束等適正化対応 フローチャート



8 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するファイルに綴り、すべてのスタッフが閲覧を可能とするほか、ご利用者やご家族が自由に閲覧できるように当事業所に閲覧可能な形（ファイル）での据え置きや当事業所のホームページへ掲載します。

令和3年10月1日 施行